

## 安中市土地開発公社不祥事件和解10年後の対応について

本日は、年末におけるご多忙中にもかかわらず、市民の皆様方には、ご出席賜り、たいへん感謝申し上げます。また、事件発生から13年経過いたしますが、市民の皆様方に大変な心労を与えてしまいましたことにつきましては、深くお詫びを申し上げます。

さて、事件発生から約13年が経過し、また、(株)群馬銀行との民事訴訟における和解が成立してからも、約10年が経過するところでございます。既にご案内のとおりでございますが、安中市土地開発公社が主債務者として、安中市が連帯保証人として、平成10年12月9日に和解が成立しております。この和解成立により、安中市が債務保証を行うなかで、安中市土地開発公社が(株)群馬銀行にたいしまして、平成10年12月25日に4億円を支払い、同様に平成11年から毎年12月25日に2000万円づつ支払いを行ってきたところであります。

和解条項によれば、本年12月25日を期限といたしまして、平成21年以降10年間の支払い金額、支払い方法等を、安中市土地開発公社と安中市、及び(株)群馬銀行と協議して定めることとなっております。

この和解というものでございますが、これは裁判所の判決に匹敵する、大変重いものであるということであり、十分理解はしております。しかしながら、和解が成立後、10年が経過することから、この和解条項で定められていることは全く別の次元で、当時から続いております市民世論や議会世論、また、103年ローンといわれておりますこの問題を、子々孫々まで引きずりたくはない、後世にいい形を残したいという一心から、これまでの10年で終わりにできないかということ、昨年の11月から(株)群馬銀行とたび重なる交渉を行い、産みの努力をして参ったわけでございます。

しかしながら、現状において、安中市土地開発公社も安中市も、健全経営が行われている状況にあることから、極めて残念ではございますが、この交渉は成立させることができませんでした。

その結果として、和解条項に沿った協議を行う中で、いままでの10年と同様に毎年12月25日に2000万円を支払うことで協議を重ね、最終的にこの方向で、安中市土地開発公社、安中市、(株)群馬銀行と協議が整ったところでございます。

本日は、その経過等をご報告させていただきますので、市民皆様方のご理解を賜ればと存じます。

よろしくお願い申し上げます。